第３章　ベトナム

―最近のコメ政策と農村振興政策―

岡江 恭史

はじめに

ベトナムはかつて旧ソ連型中央計画経済体制下にあったが 1980 年代から経済自由化・対外開放政策（いわゆるドイモイ政策）を採用したことによってその後高い経済成長率を示した。農林水産分野では，世界第２位のコメ輸出国であり，世界市場において重要な位置を占めている。

本論に入る前に，ベトナムの行政区分地図を第１図に示す。ベトナムの地方行政組織としては 63 の省及び省と同格の中央直轄市（首都ハノイ・ハイフォン市・ダナン市・ホーチミン市・カントー市）が存在する(1)が，複数の省をまとめて，「紅河デルタ（Dong bang song Hong）」「北部山岳地域（Trung du va mien nui phia Bac）」「沿岸地域（Bac Trung Bo va duyen hai mien Trung）」「中部高原（Tay Nguyen）」「東南部（Dong Nam Bo）」「メコンデルタ（Dong bang song Cuu Long）」という地域区分も用いられる。なお，ベトナムの多数民族キン族は元々紅河デルタを中心とする北部地域にのみ居住していたのが，時代を経るごとに徐々に南下して行った。特にメコンデルタは 19 世紀からのフランス植民地時代に商業的農業生産地として本格的に開拓された。

本章の構成は以下のとおりである。まず「１．コメ生産とその政策」において，近年のコメ生産動向と 2010 年代のコメ政策の変化を報告する。「２．農村振興政策」において，近年農村振興政策として進められている新農村建設プログラムについて解説する。

１．コメ生産とその政策

（１）コメの生産の概要

現在ベトナム農家のおよそ８割がコメ生産に携わっている。コメの生産は，主に北部の紅河デルタと南部のメコンデルタで行われている。両デルタ以外のベトナムの各地域（第１図参照）では，コメは常にぎりぎり自給できるかもしくは不足の状態にある（Nguyen Ngoc Que 2009）。北部ではおおむね２期作，南部では３期作でコメが栽培されている。

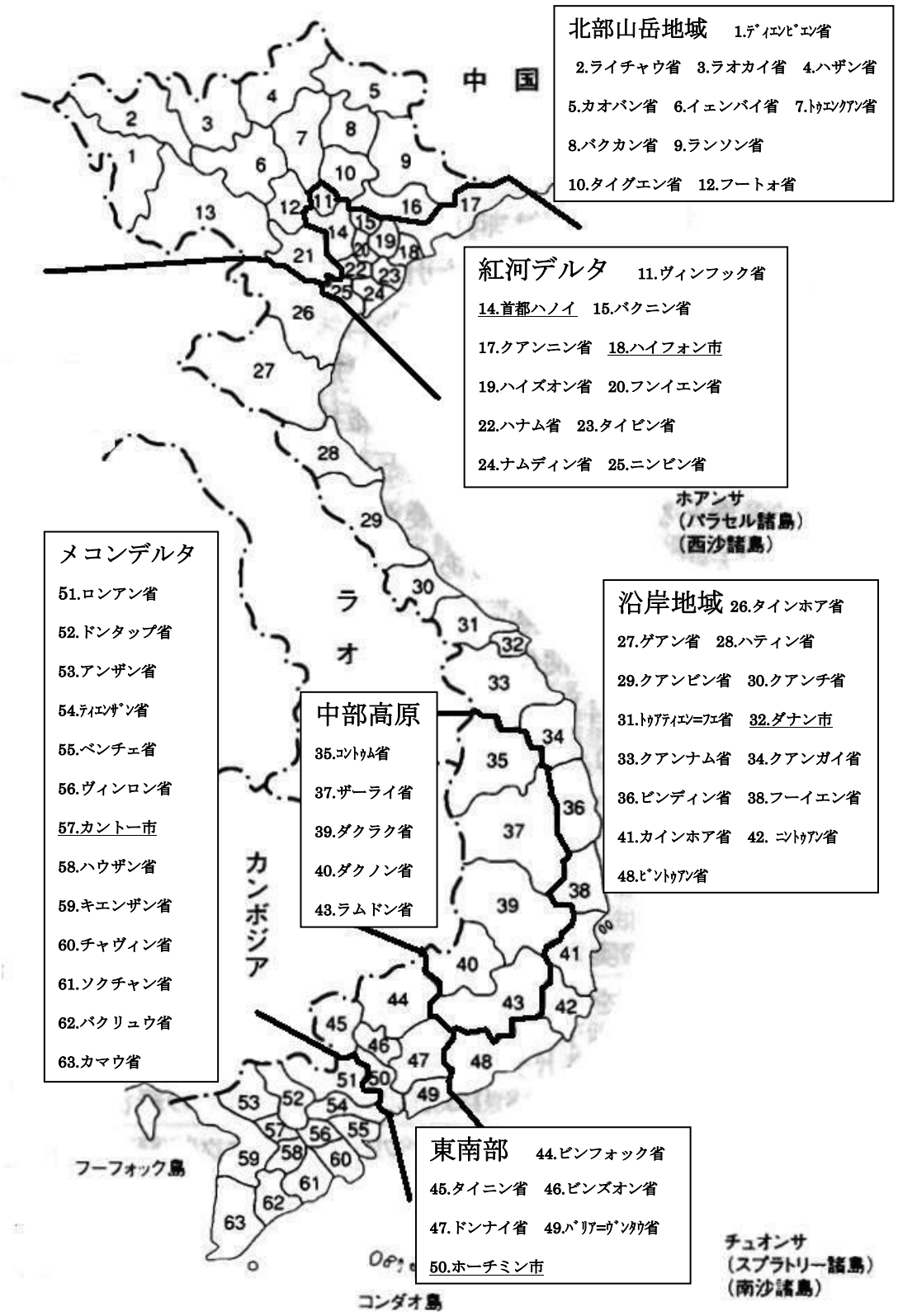

第１図　ベトナムの地域区分

資料：寺本・坂田（2009）のベトナム地図に筆者が加筆。

注．下線が省と同格の中央直轄市。

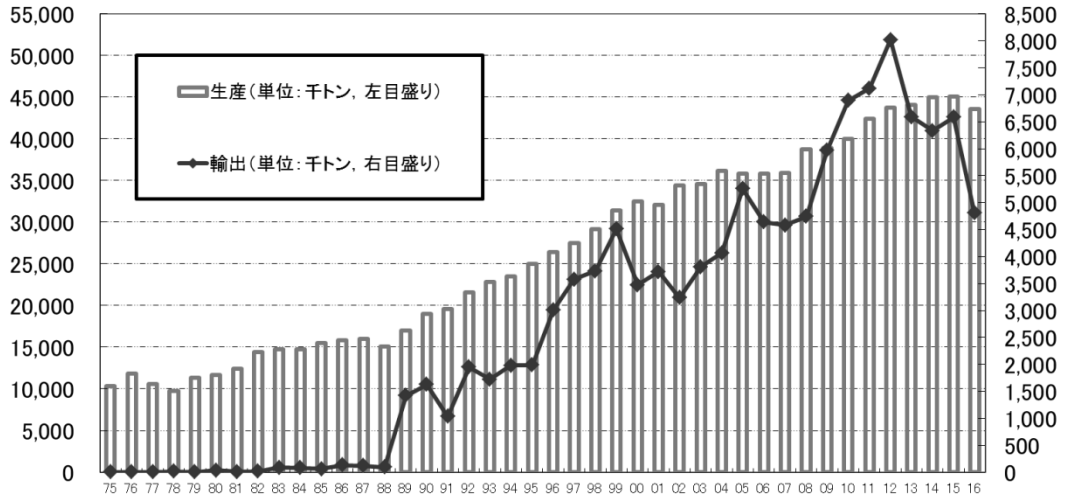

第２図　ベトナム戦争以降のコメの生産と輸出

資料：1999 年までは TCTK(2000)，2000 年以降は TCTK(online)(2005)(2008) 。

第２図にベトナム戦争終了（1975 年）の後のコメの生産と輸出をグラフ化した。集団農業生産体制を終わらせた 1988 年 10 号決議の翌年（89 年）以降，右肩上がりで生産が伸び，本格的な輸出もこの年から始まっている。2012 年には過去最高の輸出量を達成した。しかし，これはもっぱらタイがコメの担保融資制度によって米価を高騰させたことによるものである。2013 年にタイの輸出米価が下がると，ベトナムのコメ輸出量は激減し，その後も低迷したままである。

（２）2010 年代のコメ政策の概要

ベトナムの 2010 年代のコメ政策の方向性を決めたのが，2007～08 年の世界的な米価高騰である。ベトナムにとってコメは主食であるとともに重要な輸出産品であることから，国内物価も高騰した。このような社会的混乱を鎮めるため，農業問題が 2008 年７～８月に開催された第 10 期ベトナム共産党中央執行委員会第７回総会において議論された。その結果出された「農業・農民・農村に関する 26 号決議」(DCSVN 2008)において，食糧安全保障政策が打ち出された。それを踏まえて，政府の今後の食糧政策の方針として 2009 年 12 月 23 日に「国家食糧安全保障に関する政府決議 63 号」（CPVN 2009b）が公布された。さらに同決議の方針を執行するために政府議定 109 号（CPVN 2010b）が 2010 年 11 月４日に公布（施行は 2011 年１月１日）された。

これらの政府文書によって「水田面積の維持」「輸出業者の選別」「価格支持策」という新しい政策が導入された。これらの政策は，①生産維持・流通効率化とともに在庫を確保して物価の安定をさせる，②生産農家の利益を確保する，という二つの目標があると考えられる。以下，これらの政策について詳しく紹介する。

１）水田面積の維持

ベトナム政府は 2000 年６月 15 日に第９号政府決議（CPVN　2000）を公布し 2010 年に向けての農業発展戦略を打ち出した。コメに関しては，灌漑設備の整備された水田を 400 万 ha 維持するとともに，生産性の低い水田は他のより適当な作物や養殖に転換することとしている。この方針を受けて 2000 年以降には作付面積が年々減少し続けてきた。作付面積ではこのように減少しているが，生産量自体は依然増加傾向にあった（前掲第２図参照）。

だが，この水田の減少が 2007～08 年にかけての国内米価急騰の一因となったと考えた政府は，2008 年４月 18 日に第 391 号首相決定（CPVN　2008）を公布し，水田専作地の転作の原則禁止の方針を打ち出した。さらに 2009 年の 63 号決議では，具体的な目標として，国内需要を満たすために，2020 年まで 380 万 ha の水田と 41～43 百万トンの生産を維持することとしている。

２）輸出業者の選別

ベトナムはコメの大生産・輸出国にもかかわらず，非効率な流通と在庫不足のために国際的な価格変動が国内の需給逼迫に直結するという問題を抱えている。そのため 63 号決議では，業者に対して容量 400 万トンの貯蔵施設（当時の国内総在庫の約２倍の容量）の建設を 2012 年までに完成させるように指示している。

さらに 109 号議定第４条では，輸出業者として認可される条件を詳しく定めている。具体的には，5,000 トン以上のコメの収容能力がある倉庫と１時間当たり 10 トン以上の処理能力がある精米所を輸出地点において所有していることである。認可を求める業者について各地方省の商工局が検査を行い，条件に適合すると判断されたら商工省が５年間有効の認可証を交付することになっている（第５～６条）。なおこの５年間の間でも，第４条に定めた条件を満たさなくなった場合は免許は取り消される（第８条）。認可された輸出業者はさらに過去６か月間の輸出量の 10%のコメを貯蔵し続けることも義務づけられている（第 12 条）。その上，業者はコメの買い付けごとに品質と種類ごとの価格を地方省政府（人民委員会）に通知する義務がある。地方省人民委員会は担当地区の農民が業者から不当な安値を強要されないように，その価格情報を公開することになっている（第 13 条）。また政府間契約を除く一般契約においては，輸出業者は３）で後述するような最低輸出価格を守るとともに，上記の第12条で義務づけられた10%の貯蔵米以外にさらに契約輸出量の50%以上を手元におくことが義務づけられている（第 18 条）。

３）価格支持策

63 号決議では，稲作生産費の 30%以上を生産者の利益として確保し，2020 年までに食糧生産者の収入を現在の 2.5 倍にする目標を立てている。また財務省に対して稲作生産の保険のスキームを政府に提出するように求めている。

これを受けて 109 号議定では，画期的な価格支持策が導入された。同議定第 14 条では，

「生産者の利益を保障」するための国内下限価格を定めている。下限価格の計算方法は以下のとおりである。各期初に財務省が稲作生産費の計算方法を公表する。それに応じて各地方省がその地域の平均的な稲作生産費を計算する。各地方省から上がってきた数値を元に財務省が下限価格を決定する。さらに収穫期になって市場価格が下限価格を下回るようであれば，農業農村開発省は，財務省・商工省・国家銀行・食糧協会と協力して，市場価格が下限価格を下回らないように米価を維持するための「具体的な対策」を政府に提示することになっている。この「具体的な対策」が何かは 109 号議定では明示されていない。

また第 15 条では物価安定のために国内上限価格も規定している。国内米価が急騰してこの上限価格を上回る場合は，政府はコメ輸出業者へ備蓄米を市場に放出するよう指示することになっている。またこの指示によって業者が損害を受けた場合は，政府が賠償することも規定されている。さらに第 19 条では，財務省は各期に国内外の市場や国内下限価格等を勘案して最低輸出価格を定め，ベトナム食糧協会を通じて参加業者に周知徹底させることになっている。

（３）新政策の実際と最新の動向

上記の新政策の実施状況を見て政府は，109 号議定に代わる新たな政府文書（107 号議定，（CPVN 2018））を 2018 年 8 月 15 日に交付した。以下に実施状況と 107 号議定による最新の政策を報告する。

１）「水田面積の維持」政策のその後

水田専作地の転作禁止の方針が出された 2008 年以降は稲の作付面積が回復してきた。これは当局の規制が遵守されたというよりは，米価高騰により生産インセンティブが刺激されたためと思われる。しかし，その後生産過剰の状態（2013 年で約 44 百万トン。第２図参照）となり，2013 年から政策転換が行われた。同年６月の首相決定 899 号（CPVN 2013）では，必要な生産量を維持しつつも，農地の効率的な活用（水田を他の農作物へ転作）を推奨するようになった。さらに具体的計画として，2014 年 7 月 31 日に農業農村開発省は，「2014～20年の稲作地帯の作物構造転換計画承認に関する農相決定第3367号」（BNNPTNT 2014）を公布した。これは 2015 年までに全国の稲作用地 26 万 ha を，さらに 2020 年までに 51 万 ha をその他の農水産用地へ転作する計画である。

なお，首相決定 899 号でも農相決定 3367 号でも，あくまで水田からの用途変更先は農水産用地に限定されており，工業用地や住宅地への転用は相変わらず規制されている。つまり再び米価高騰のような事態に陥った場合にいつでも水田に戻せるようにしており，国家食糧安全保障は常に農業政策の念頭に置かれている。

２）「輸出業者の選別」政策の実際

109 号議定に基づき，輸出業者は認可時こそ検査されるものの，その後 109 号議定第 12 条，18 条で要求されている条件を業者が満たしているかについていかなる機関も常時監視

しているわけではない。そもそもこれらの規定は政府決議 63 号で目標とされた 400 万トンの備蓄を達成するためのものであるが，監視機関がないため民間備蓄の統計データもなく，この目標が達成されているかも不明である。

３）「価格支持策」の実際とその廃止

109 号議定第 14 条で規定されている下限価格は公表されていない。同条で規定されている市場価格が下限価格を下回った場合の「具体的な対策」として，政府による調達プログラムが実施された。このプログラムに沿って業者がコメを購入した場合は，銀行から融資を受けられ，その利息を政府が全額負担する。購入量はベトナム食糧協会が会員企業に割り当てて，プログラムに参加させている。企業が購入する価格はそのときの市場価格であり，下限価格ではない。第 15 条で規定されている上限価格を超えた場合の放出はこれまで行われていない。国際米価が高騰した 2008 年は政府が輸出を停止したので，業者は国内で販売せざるをえなかった。その後ベトナム政府は輸出停止も強制放出も行っていない。

その後 107 号議定によって，価格政策は正式に廃止された。調達プログラムが行われていた当時は米の価格が低すぎたために下限価格が設定されたが，2018 年からまた米価が高くなったため，現在では下限価格も設定されず，調達プログラムも行われていない。

４）コメ輸出管理の変化

また 107 号議定はコメ輸出管理の方法も大きく変えることになった。ベトナムのコメ輸出は 1990 年代から輸出割当制度を維持しつつ徐々に規制緩和が図られてきた。109 号議定の規定では，政府間契約の輸出米のうち 20％は契約事務を行った業者自身が輸出するが，残り 80％はコメ輸出業者の業界団体であるベトナム食糧協会が参加業者に割り当てることになっている（第 16 条）。食糧協会は 1989 年に食糧貿易を行う業者が相互扶助を目的として自主的に設立したことになっている団体であるが，実際には政策を代行（市場動向把握，業者監督など）する役割を担ってきた。しかし 107 号議定によって，輸出業者は食糧協会を通さずに直接輸出できるようになった（ただし毎月の商工省への報告が必要）。現在の食糧協会の仕事は，事業に対する補助，貿易のプロモーション（セミナーを開いたり，輸入国への訪問など）等，である。

２．農村振興政策

（１）新農村建設プログラムの概要

現在ベトナムの農村振興政策として最重要視されているものが，新農村建設プログラムである。「新農村」という単語自体は，ベトナムが共産政権の下で統一した 1970 年代末から存在したが，そのときは伝統的な農村が共産党の指導によって社会主義的に改造されたものを「新農村」と呼んだ。特に明確な定義もなくイデオロギー的な標語であった。その後ドイモイを経た後も「新農村」の語は触れられることはあったが，やはり明確な定義は

なく,その時々の政権にといって望ましい農村のあり方をそう呼んだだけであった(Nguyen Trung Kien and Bui Minh 2015)。

前述の 2008 年「農業・農民・農村に関する 26 号決議」は，この「新農村」に明確な定義をもたらし農村振興政策の最重要課題として取り上げた。同決議は，インフラ・経済改善・教育・環境などの認定基準を満たす社（行政村）を「新農村」と認定・顕彰し，その普及をはかることとした。さらに 2020 年までに全国の社の 50%がその「新農村」になるように，また 2010 年までにそのための具体的なプログラムが始まるように規定した。

26 号決議を実現するために，具体的な 19 項目の新農村認定基準が 2009 年 4 月 16 日付け政府首相決定 491 号（CPVN 2009a）によって定められた。そして 2010 年 6 月 4 日付け政府首相決定 800 号（CPVN 2010a）によって，正式にプログラムが開始されることになった。その中で，プログラム実施期間は 2010～2020 年とし，2015 年までに 20%の社が，2020 年までに 50%の社が新農村の基準に達することを目標とした。

なお 19 項目の新農村認定基準とは，計画分野の１項目（①計画策定），社会経済インフラ分野の８項目（②交通，③水利，④電化，⑤学校，⑥文化施設，⑦農村市場，⑧通信，⑨住民の住居），経済と生産組織分野の４項目（⑩住民収入，⑪貧困削減，⑫労働構造，⑬生産組織），文化・社会・環境分野の４項目（⑭教育・訓練，⑮医療，⑯文化，⑰環境），政治システム分野の２項目（⑱行政システム，⑲安寧秩序）であり，それぞれさらに下位の小項目が定められ，それを「達成」もしくは「＊＊%以上達成」した場合にその項目の認定がなされ,全 19 項目すべて達成できた行政村のみ「新農村」と認定されることになる。

2020 年までの計画を定めた 2010 年 800 号決定は,2016 年首相決定 1600 号（CPVN 2016b）に代わった。2020 年までに全国 50%の社が新農村の基準に達するという目標は同様であるが，大きく変わったのは，下記地域ごとに達成目標が定められたことである。具体的には，「北部山岳地域」では 28.0%，「紅河デルタ」では 80%，「北部沿岸地域」では 59%，「南部沿岸地域」では 60%，「中部高原」では 43%，「東南部」では 83%，「メコンデルタ」は 51%の社が新農村の基準に達するという目標となった。また全 19 達成基準項目中，1 社平均 15 項目以上とする全国目標とともに，「北部山岳地域」では 13.8,「紅河デルタ」では 18.0,「北部沿岸地域」では 16.5,「南部沿岸地域」では 16.5,「中部高原」では 15.2,「東南部」では 17.5,「メコンデルタ」は 16.6 項目以上と地域ごとの目標も定められた。

また，基準自体も 2016 年首相決定 1980 号（CPVN 2016d）で修正された。第 1 表に 1980 号による認定基準を示す。19 の項目自体は変化はないが，19 項目の下小項目が 39 から 49 へと細分化された。具体的に変わった基準は，⑦農村市場，⑩住民収入，⑫労働構造，⑭教育・訓練，⑮医療を実現可能なものに修正された。また旧基準では中央がすべて基準を決めていたが，いくつかは地方省レベルで基準を策定することになった。

新農村建設プログラムは，その行動を指導・監督する指導委員会 (2) と，実施機関である新農村調整事務局（Van phong Dieu phoi nong thon moi）によって行われ，それぞれの委員会が中央（国レベル）と各行政レベルに存在する。中央の指導委員会では副首相が委員長を,関連の深い農業農村開発省と労働・社会・傷病兵省を担当する２大臣が副委員長を,

その他の省庁の次官や各団体幹部が委員を務めており，ベトナム国家機関全体で責任を持つ形にしている。また各地方行政レベルでは，地域の最高指導者である共産党支部書記が各地域の指導委員会委員長をつとめる。中央の新農村調整事務局は農業農村開発省の中に置かれている。これは 2010 年首相決定 800 号で，農業農村開発省が新農村建設プログラムを実質的に仕切ることと規定（予算の投資計画省・財務省への要求，プログラム進捗状況の監督・検査・政府への報告，など）されていることに沿っている。また各地方行政レベルの新農村調整事務局は，それぞれの農政担当部局（省レベルでは省農業局，省の下の県レベルでは県農業局もしくは経済局，末端の社レベルでは農政担当職員）が担当する（CPVN 2016c）。

なお財源に関しては，首相決定 800 号では，これまでの各国家プログラム予算の利用が 23%, 新農村建設プログラム専用の国家予算が 17%, 借入が 30%, 企業からの投資が 20%, 住民からのカンパが 10%となっている。なお国家予算から直接支出されるのは，計画策定業務，各種インフラ（社中心地への道路，社本部，学校，保健所，公民館），幹部への訓練費用に限られる。

第１表　2016 年首相決定 1980 号による新農村認定基準

I. 計画分野

基準	基準内容	全国基準	地域ごとの基準						
			北部山岳地域	紅河デルタ	北部沿岸地域	南部沿岸地域	中部高原	東南部	メコンデルタ
1. 策定	1.1.期限内の社の計画の策定と公開	○	○	○	○	○	○	○	○
	1.2.計画管理方法と実行組織の決定・公布	○	○	○	○	○	○	○	○

Ⅱ．社会経済インフラ分野

基準	基準内容	全国基準	地域ごとの基準						
			北部山岳地域	紅河デルタ	北部沿岸地域	南部沿岸地域	中部高原	東南部	メコンデルタ
2. 交通	2.1.社の道路及び社の中心地から県の道路に至る道路が舗装されており，自動車の往来に支障がないこと	各省人民委員会が，計画・現地の条件・社会経済発展の需要に合致し，かつ現地の交通体系と接続できるような具体的な規程を作成する。							
	2.2.各村の中心道路及び村々を結ぶ道路が舗装されており，自動車の往来に支障がないこと								
	2.3.村内の道路が清潔で雨季にぬかるみにならないこと								
	2.4.農地から住宅地までの道路が物品の運搬に支障がないこと								
3. 水利	3.1.農業生産地の 80%以上が灌漑可能であること	各省人民委員会が，気候変動の下で農作物生産が持続的に発展する地域を形成するための農業生産構造に向けての目標に合致するような具体的な規程を作成する。							

	3.2.水利システムが住民の生活上の需要に合致しており，その地域の災害対策の規程に沿っていること	○	○	○	○	○	○	○	○
4. 電化	4.1.電気システムが基準に達していること	○	○	○	○	○	○	○	○
	4.2.電気を各電源から安全に常時使用している世帯の割合	98 % 以上	95 % 以上	99 % 以上	98 % 以上	98 % 以上	98 % 以上	99 % 以上	98 % 以上
5. 学校	施設と教育設備が国家の基準に達している中学校までの各級学校の割合	80 % 以上	70 % 以上	100%	80 % 以上	80 % 以上	70 % 以上	100%	70 % 以上
6. 文化施設	6.1.全住民の文化生活と運動のための公民館もしくは多目的会場及び運動場が社にあること	各省人民委員会が，実際の条件・地域共同体の需要・民族ごとの文化特性に合致するような具体的な規程を作成する。							
	6.2.規程に沿った児童と高齢者のための遊びと運動の場が社にあること								
	6.3.地域共同体のための公民館もしくは文化生活と運動の場がある村の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
7. 農村市場	農村市場もしくは売買・商品交換の場が社にあること	各省人民委員会が，実際の条件・社会経済発展の需要・民族ごとの文化特性に合致するような具体的な規程を作成する。							
8. 通信	8.1.郵便施設が社にあること	各省人民委員会が，実際の条件と社ごとの各組織・地域共同体の需要に合致するような具体的な規程を作成する。							
	8.2. 電気通信・インターネット施設が社にあること								
	8.3.ラジオと各村へ伝達する拡声器の設備が社にあること								
	8.4.社の管理行政事務において情報処理機器があること								
9. 住民の住居	9.1.仮設住宅，あばら屋	無い	無い	無い	無い	無い	無い	無い	無い
	9.2.基準に達している住居に住んでいる世帯の割合	80 % 以上	75 % 以上	90 % 以上	80 % 以上	80 % 以上	75 % 以上	90 % 以上	70 % 以上

Ⅲ．経済と生産組織分野

基準	基準内容	全国基準	地域ごとの基準						
			北部山岳地域	紅河デルタ	北部沿岸地域	南部沿岸地域	中部高原	東南部	メコンデルタ
10. 住民収入	2020 年までの農村地域における一人あたり平均収入（百万ドン）	45 以上	36 以上	50 以上	36 以上	41 以上	41 以上	59 以上	50 以上
11. 貧困削減	2016～2020 年段階における貧困世帯比率	６％以下	12% 以下	２％以下	５％以下	５％以下	７％以下	１％以下	４％以下
12. 労働構造	労働可能人口のうち実際に職のある人の割合	90 % 以上	○	○	○	○	○	○	○

13. 生産組織	13.1. 2012 年合作社法の規程に沿った活動をしている合作社が社にあること	○	○	○	○	○	○	○	○
	13.2. 社における農産物の生産が主要消費地と密接に結ばれていること	○	○	○	○	○	○	○	○

Ⅳ. 文化・社会・環境分野

基準	基準内容	全国基準	地域ごとの基準						
			北部山岳地域	紅河デルタ	北部沿岸地域	南部沿岸地域	中部高原	東南部	メコンデルタ
14. 教育・訓練	14.1. 5 歳以下の以上への保育園, 規定年齢に沿った小学校，中学校が存在し，非識字者が存在しないこと	○	○	○	○	○	○	○	○
	14.2.中学卒業生のうち続けて進学できた者の割合	85%以上	70%以上	90%以上	85%以上	85%以上	70%以上	90%以上	80%以上
	14.3.職業訓練を受けた労働者の割合	40%以上	25%以上	45%以上	40%以上	40%以上	25%以上	45%以上	25%以上
15. 医療	15.1.健康保険に加入している人間の割合	85%以上	○	○	○	○	○	○	○
	15.2.社が医療に関する国家基準に達していること	○	○	○	○	○	○	○	○
	15.3. 5 歳以下の栄養失調児の割合	21.8%以下	26.7%以下	13.9%以下	24.2%以下	24.2%以下	31.4%以下	14.3%以下	20.5%以下
16. 文化	規程に沿った文化基準に達している村の割合	70 % 以上	○	○	○	○	○	○	○
17. 環境	17.1.衛生的な水と浄化された水を使用できる世帯の割合	95%以上 (60%以上が浄化)	90%以上（50%）	98%以上（65%）	98%以上（60%）	95%以上（60%）	95%以上（50%）	98%以上（65%）	95%以上（65%）
	17.2. 環境保全基準に達している生産経営・水産養殖･伝統工芸の経営体の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	17.3.緑豊かで清潔で美しく安全な環境にある景観を築いていること	○	○	○	○	○	○	○	○
	17.4. 計画に沿って規程に合致した埋葬が行われていること	各省人民委員会が，実際の条件・民族ごとの文化特性に合致するような具体的な規程を作成する。							

	17.5. 住宅地および経営体で排出された固形廃棄物および排水が規程に沿って回収・処理されること	○	○	○	○	○	○	○	○
	17.6.衛生基準に達した便所・浴室・貯水槽を持つ世帯の割合	85%以上	70%以上	90%以上	85%以上	85%以上	70%以上	90%以上	70%以上
	17.7.畜産世帯のうち，環境保全基準に達している畜舎を持つ世帯の割合	70%以上	60%以上	80%以上	70%以上	75%以上	60%以上	80%以上	70%以上
	17.8. 食品製造・販売をしている経営体のうち，食品安全の各規程を遵守している経営体の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

Ⅴ．政治システム分野

基準	基準内容	全国基準	地域ごとの基準						
			北部山岳地域	紅河デルタ	北部沿岸地域	南部沿岸地域	中部高原	東南部	メコンデルタ
18. 行政システム	18.1.幹部及び職員が基準に達していること	○	○	○	○	○	○	○	○
	18.2.基礎的な政治単位において規程に沿った充分な団体が存在していること	○	○	○	○	○	○	○	○
	18.3.共産党支部および社の行政が「清潔で力強い」基準に達していること	○	○	○	○	○	○	○	○
	18.4.「良」以上の分類にある社内の政治社会団体の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	18.5.規程に沿って法令へアクセスできること	○	○	○	○	○	○	○	○
	18.6.男女平等と家庭内暴力防止が保障されていること	○	○	○	○	○	○	○	○
19. 安寧秩序	19.1. 国防の規程に完全に合致した民兵組織が形成されていること	○	○	○	○	○	○	○	○
	19.2.安寧と社会秩序に関する安全基準に達し，住民の平穏が保障されていること	○	○	○	○	○	○	○	○

資料：2016 年首相決定 1980 号(CPTV 2016d)。
注.「○」は基準内容に達していることを示す。

（２）新農村建設プログラムと「文化村」

ベトナムの新農村建設プログラムの独自性として筆者は，基準⑯「文化」に「規定に沿った文化基準に達している村の割合（70%以上）」があることを指摘したい。「規定に沿った文化基準に達している村」とは一般に「文化村（Lang Van Hoa）」と呼ばれるものである。

「文化村」はもともと 1960～70 年代においては特色ある伝統文化をもつ村にだけ与えられた名称であったが，1980 年代に入ると新しい文化施設などの数量の指標に達した農村の称号となった。それが 1990 年代に入ってからは，かつてのムラの郷約にあたる「規約」を建設する「文化村」運動が展開されるようになった。さらに 1993 年 1 月に開催されたベトナム共産党第 7 期 4 中総において「今後数年間の文化・文芸の任務についての決議」が出され，「祭りの組織」「家族・住民共同体の確立」などの共同体的生活の再建が「文化村」建設キャンペーンを通して行われるようになった（今井 2002）。

「文化村」の最新の認定基準として文化・スポーツ・観光省の 2011 年 10 月 10 日付け通達 12 号（BVHTTDL 2011）がある。その中で大項目の「５．コミュニティでの相互扶助」，さらに小項目の「2-1. 文化省の基準に沿った村の集会所，運動場があること」「2-2. 40%以上の人口が，コミュニティの文化・スポーツ事業に参加していること」「2-3. 70%以上の世帯が冠婚葬祭に関する規定に忠実であること」「4-2. コミュニティにおける紛争解決が機能していること」など，コミュニティの団結を重視し奨励する基準が多く存在するのが大きな特徴である。

（３）新農村建設プログラムの進捗状況

2019 年 10 月 20 日に, 2010～2020 年段階新農村建設プログラムの総括全国会議（Hoi nghi toan quoc tong ket Chuong trinh muc tieu quoc gia xay dung nong thon moi giai doan 2010-2020）が開催された。そこにおける指導委員会の 10 年総括報告（BCDTUCTMTQG (2019)）から，プログラムの進捗状況を紹介する。

第２表に，全国および地域別の 2019 年 6 月 30 日までの新農村認定社の割合と，2016 年首相決定 1600 号で 2020 年までの目標とされた割合，そして「2016 年生活水準統計」（TCTK(2018)）による一人あたりの各地域の平均月収を示す。全国レベルではすでに 50%以上の社という目標が達成されているものの，地域別では達成済みなのは紅河デルタだけである。新農村認定社の割合と平均月収との関係をみると，おおむね平均月収が高い地域ほど認定社の割合も高い。これはインフラ整備に費用がかかるために，裕福な地域ほどすでに整備済みか整備の費用が捻出しやすいためと考えられる。また紅河デルタが突出して高く，反面メコンデルタが突出して低い（3）。

おそらくこれは，前者が村落共同体の結合が強い（4）こと，後者が開拓地であるために結合が弱いという，文化的な背景が関係していると思われる。新農村建設プログラムの実行に際しては，末端の村落共同体（共産政権以前の旧村）を動員して行うので，結合の強弱が新農村認定の割合に関係しているのであろう。

第２表　地域ごとの新農村認定社の割合と平均月収

（%，千ベトナムドン）

	2010 年	2019 年	2020 年目標	平均月収
全国	0	50.01	50	3,098
北部山岳地域	0	26.45	28	1,963
紅河デルタ	0	82.74	80	3,883
北部沿岸地域	0	51.92	59	2,358
南部沿岸地域	0	45.82	60	
中部高原	0	37.73	43	2,366
東南部	0	70.00	83	4,662
メコンデルタ	0	42.77	51	2,778

資料：指導委員会の 10 年総括報告（BCDTUCTMTQG (2019)）。

注.「2010 年」とは 2010 年 12 月 31 日時点の割合，「2019 年」とは 2019 年 6 月 30 日時点の割合，「2020 年目標」とは 2016 年首相決定 1600 号で 2020 年までの目標とされた割合。「平均月収」とは，「2016 年生活水準統計」（TCTK(2018)）による一人あたりの各地域の平均月収（単位は千ベトナムドン）。なお「2016 年生活水準統計」では，「北部沿岸地域」「南部沿岸地域」をまとめて「沿岸地域」という地域に区分されている。

第３表に，基準別・地域別の達成状況を示した。2019 年 6 月 30 日時点で 70%未満の行政村しか達成できていない基準は，②交通，⑤学校設備，⑥文化施設，⑩住民の収入，⑪貧困削減，⑰環境，である。いずれもインフラ整備や住民の経済事情などに関わっており，経済が一番の問題であることがわかる。ただしインフラ整備の中でも，③水利，④電化，は 90%以上の行政村が達成できており，農業生産活動に直結するこの二つの分野が特に重点的に整備されてきたことがわかる。

財源に関しては，2010～19 年の結果で，これまでの各国家プログラム予算の利用が 14.5%，新農村建設プログラム専用の国家予算が 13.2%（中央政府が直接執行したのが 2.2%，地方政府を通して執行したのが 11.0%），借入が 57.6%，企業からの投資が 4.9%，住民からのカンパが 9.8%となっている。2010 年開始当初の計画（首相決定 800 号）と比較すれば，国家予算と企業投資が足りず，その分借入でまかなっている。

新農村建設プログラムは，全面的な農村支援として画期的な政策であるが，中央の指示により進められているにも関わらず，地域の自助努力に依存していて予算措置は不十分である問題を抱えている。

第３表　新農村認定基準ごと達成状況（2010 年～2019 年）

基準番号	全国基準達成率（%）		地域ごとの基準達成率（%）													
			北部山岳地域		紅河デルタ		北部沿岸地域		南部沿岸地域		中部高原		東南部		メコンデルタ	
	10	19	10	19	10	19	10	19	10	19	10	19	10	19	10	19
1	28.3	99.6	33.4	100.0	41.4	99.8	23.1	99.9	6.4	96.8	23.6	100.0	8.7	100.0	29.7	99.7
2	3.2	63.7	1.1	40.3	4.9	91.2	4.0	67.3	3.1	69.0	2.5	55.3	4.1	74.9	3.7	57.3
3	15.7	90.7	12.8	85.0	12.5	97.4	4.9	89.1	7.0	82.2	13.8	87.1	29.0	97.3	41.0	97.8
4	44.8	90.0	28.6	78.6	64.2	99.9	44.1	95.5	50.9	96.0	46.4	89.1	54.2	86.0	36.2	86.9
5	12.2	62.8	11.5	43.6	20.5	81.5	15.3	71.2	7.3	59.6	3.9	59.6	8.3	76.9	5.4	57.7
6	2.3	60.3	2.0	39.3	4.3	82.6	1.9	65.2	0.7	58.9	1.2	52.4	5.3	79.6	0.7	56.7
7	12.8	85.5	8.4	80.1	16.3	94.5	10.5	82.2	12.1	87.0	12.5	82.6	20.7	87.3	15.4	85.6
8	48.6	89.7	28.7	72.7	68.9	99.9	52.7	94.6	40.6	90.5	32.5	89.6	68.0	99.3	53.2	95.3
9	17.9	75.6	8.1	50.9	35.6	98.1	22.1	85.4	10.8	76.8	5.6	56.9	26.0	81.6	10.2	79.8
10	8.0	67.3	5.6	40.8	9.3	92.9	8.6	74.8	6.5	61.8	13.8	51.3	11.5	84.0	6.6	72.4
11	11.9	67.5	10.0	42.5	11.9	93.1	3.6	71.4	6.5	62.7	11.0	48.4	28.8	90.4	23.6	73.1
12	10.9	97.6	4.4	98.6	21.1	99.3	6.8	95.5	6.6	94.9	12.8	98.7	19.8	97.1	10.8	97.7
13	41.7	78.7	23.1	66.7	65.1	97.4	45.5	85.4	33.4	68.4	21.6	64.8	32.4	89.1	52.2	73.7
14	24.0	88.9	19.6	79.7	34.7	99.0	20.2	93.0	20.2	82.5	12.8	83.6	17.7	94.2	30.1	90.0
15	45.1	82.6	39.4	69.6	41.9	94.2	53.8	90.5	38.8	79.6	35.2	82.8	41.4	90.4	59.2	78.2
16	34.0	81.6	17.7	64.6	39.2	95.6	28.1	82.0	28.0	83.6	22.9	77.6	52.5	96.2	64.5	86.2
17	6.7	61.1	3.0	33.8	12.7	87.6	5.3	68.8	5.2	58.3	4.4	52.8	16.2	87.6	4.2	57.3
18	48.1	78.4	50.0	64.6	63.4	94.5	59.8	86.9	31.3	66.5	30.2	62.8	42.6	93.6	27.7	78.2
19	76.1	91.6	77.0	86.5	79.3	96.9	83.6	97.7	77.1	89.3	67.5	81.3	51.2	95.8	72.3	90.1

資料：指導委員会の 10 年総括報告（BCDTUCTMTQG (2019)）。

注．各基準番号に相当する基準名は、第 1 表を参照。「10」とは 2010 年 12 月 31 日時点の数字，「19」とは 2019 年 6 月 30 日時点の数字。

注

（1）本稿において「各地方省」という場合には，この中央直轄市も含める。なお地域区分では 2008 年度の統計年鑑からクアンニン省（第 1 図の 17.）が紅河デルタに区分けされた。本稿において 2007 年までの紅河デルタの数値はクアンニン省を含まない。

（2）指導委員会は，正規名称を各国家目標プログラム指導委員会（Ban Chi dao Trung uong cac chuong trinh muc tieu quoc gia）といい，新農村建設と貧困削減の 2 大プログラムの指導・監督を行う（CPVN 2016a）。

（3）紅河デルタは東南部より平均月収が低いにもかかわらず認定社の割合が高い。反面，メコンデルタは，北部沿岸地域・南部沿岸地域より平均月収が高いにもかかわらず認定社の割合が低い。

（4）ベトナムにおける村落共同体の結合については（岡江 2015）参照。

［引用文献］

【日本語文献】

今井昭夫(2002)「ドイモイ下のベトナムにおける包括的文化政策の形成と展開」『東京外国語大学論集』64.

岡江恭史(2015),「ベトナムの「自治村落」と農民組織―日本・中国との比較を通じて―」『村落社会研究ジャーナル』第 21 号第 2 号（通巻第 42 号），日本村落研究学会.

寺本実・坂田正三(2009)「2008 年のベトナム」『アジア動向年報 2009』，アジア経済研究所.

【英語文献・ベトナム語文献（書籍，講演及びウェブサイト）】

Nguyen Ngoc Que (2009) 'Rice production and food policies in Vietnam', Agricultural Policy Seminar on "Food Security Policy in ASEAN Region and Individual ASEAN Member States", 5 March 2009, Tokyo.

Nguyen Trung Kien and Bui Minh (2015) Nation Target Programme on New Rural Development - The Evolution of Concepts in Historical Perspective, *Vietnam Social Sciences, No.6(170) – 2015.*

TCTK（Tong Cuc Thong Ke, ベトナム統計総局）(online) *http://www.gso.gov.vn*, 2019 年 3 月 5 日アクセス

TCTK(2000). *So Lieu Thong Ke Nong-Lam Nghiep Thuy San 1975-2000 (1975～2000 年農林水産業統計)*. Nha Xuat Ban Thong Ke（統計出版社）.

TCTK (2005) *Nien Giam Thong Ke 2004（2004 年度統計年鑑）*. Nha Xuat Ban Thong Ke.

TCTK(2008) *Nien Giam Thong Ke 2007（2007 年度統計年鑑）*. Nha Xuat Ban Thong Ke.

TCTK(2018). *Ket qua Khao sat muc song dan cu Viet Nam nam 2016（2016 年生活水準統計）*. Nha Xuat Ban Thong Ke.

【ベトナム語文献（共産党・国家機関文書）】

BCDTUCTMTQG（Ban Chi Dao Trung Uong Cac Chuong Trinh MTQG Giai Doan 2016-2020, 2016～2020 年段階の各国家目標プログラム中央指導委員会) (2019), *Bao Cao Tong ket 10 nam thuc hien Chuong trinh muc tieu quoc gia xay dung nong thon moi giai doan 2010-2020 (Tai lieu phuc vu Hoi nghi toan quoc tong ket Chuong trinh muc tieu quoc gia xay dung nong thon moi giai doan 2010-2020)（2010～2020 年段階の国家目標プログラム「新農村建設」実現 10 年総括報告（2010～2020 年段階の国家目標プログラム「新農村建設」総括全国会議付属資料)）*, 2019 年 10 月 20 日発表.

BNNPTNT(Bo Nong Nghiep va Phat Trien Nong Thon, ベトナム農業農村開発省) (2014) *So: 3367/QD-BNN-TT, Quyet Dinh cua Bo Truong Bo nong nghiep va phat trien nong thon ve Phe Duyet Quy Hoach Chuyen Doi Co Cau Cay Trong Tren Dat Trong Lua Giai Doan 2014 - 2020（2014～20 年の稲作地帯の作物構造転換計画承認に関する農業農村開発相決定第 3367 号)*. 2014 年 7 月 31 日公布.

BVHTTDL（Bo Van Hoa,The Thao Va Du Lich, ベトナム文化・スポーツ・観光省）(2011) *Thong Tu, Quy dinh chi tiet ve tieu chuan, trinh tu, thu tuc, ho so cong nhan Danh hieu "Gia dinh van hoa";"Thon van hoa","Lang van hoa", Ap van hoa","Ban van hoa","To dan pho van hoa"va tuong duong（「文化家族」「文化村」「文化居住区」及びそれらに相当するものの名称及び公認に対する基準・順序・手続き・記録書類の詳細についての決定*

に関する通知)，2011 年 10 月 10 日公布.

CPVN（Chinh Phu Viet Nam, ベトナム政府）(2000). *So:9/2000/NQ-CP, Nghi quyet cua Chinh phu ve mot so chu truong va chinh sach ve chuyen dich co cau kinh te va tieu thu san pham nong nghiep（農業経済構造の転換及び農産品の販売に関するいくつかの方針及び政策に関する政府決議９号）*. 2000 年 6 月 15 日公布.

CPVN(2008) *So:391/2008/QD-TTg, Quyet Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve ra soat, kiem tra thuc trang viec quan ly quy hoach, ke hoach va su dung dat 5 nam 2006 - 2010 tren dia ban ca nuoc, trong do ra soat, kiem tra thuc trang cong tac quan ly quy hoach, ke hoach, su dung dat nong nghiep 5 nam 2006 - 2010 noi chung va dat trong lua nuoc noi rieng（2006～2010 年５ヶ年間の全国の土地の企画・計画・使用の管理の実態への検査事業における農用地，特に水田の管理業務への検査に関する第 391 号政府首相決定）*. 2008 年 4 月 18 日公布.

CPVN(2009a). *So: 491/2008/QD-TTg, Quyet Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve viec Ban hanh Bo Tieu Chi Quoc Gia ve Nong Thon Moi（新農村に関する国家の認定基準の施行に関する政府首相決定 491 号）*, 2009 年 4 月 16 日公布.

CPVN(2009b) *So:63/2009/NQ-CP, Nghi quyet cua Chinh phu ve dam bao an ninh luong thuc quoc gia（国家食糧安全保障に関する政府決議 63 号）*. 2009 年 12 月 23 日公布.

CPVN(2010a). *So: 800/QD-TTg, Quyet Dinh cua Thu tuong Chinh phu Phe duyet Chuong trinh muc tieu Quoc gia ve xay dung nong thon moi giai đoan 2010 – 2020（2010～2020 年段階における新農村建設に関する国家目標プログラムの承認に関する政府首相決定 800 号）*. 2010 年 6 月 4 日公布.

CPVN(2010b) . *So: 109/2010/ND-CP, Nghi Dinh cua Chinh Phu ve kinh doanh xuat khao gao（コメ輸出事業に関する政府議定 109 号）*. 2010 年 11 月 4 日公布.

CPVN(2013). *So: 899/QĐ-TTg, Quyet dinh cua Thu tuong Chinh phu ve Phe duyet De an Tai co cau nganh nong nghiep theo huong nang cao gia tri gia tang va phat trien ben vung"（高付加価値化と持続可能な発展に向けての農業部門再編の計画承認についての政府首相決定第 899 号）*. 2013 年６月 10 日交付.

CPVN(2016a), *So:1584/QĐ-TTg, Quyet Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve Thanh lap Ban Chi dao Trung uong cac chuong trinh muc tieu quoc gia giai doan 2016 – 2020（2016～2020 年段階における各国家目標プログラム指導委員会設立についての政府首相決定第 1584 号）*, 2016 年 8 月 10 日公布.

CPVN(2016b) *So: 1600/QD-TTg, Quyet Dinh cua Thu tuong Chinh phu Phe duyet Chuong trinh muc tieu Quoc gia ve xay dung nong thon moi giai doan 2016 – 2020（2016～2020 年段階における新農村建設に関する国家目標プログラムの承認に関する政府首相決定 1600 号）*， 2016 年 8 月 16 日公布.

CPVN(2016c) *So: 1920/ QD-TTg, Quyet Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve Quy dinh Chuc nang, Nhiem vu, Quyen han, To chuc Bo may va Bien che cua Van phong Dieu phoi nong thon moi Cac cap（各級の新農村調整事務局の機能・任務・権限・組織構成・人員の規定についての政府首相決定第 1920 号）*, 2016 年 10 月５日公布.

CPVN(2016d) *So: 1980/QD-TTg, Quyet Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve viec Ban hanh Bo Tieu Chi Quoc Gia ve Nong Thon Moi giai doan 2016 – 2020（2016～2020 年段階における新農村に関する国家の認定基準の施行に関する政府首相決定 1980 号）*, 2016 年 10 月 17 日公布.

CPVN(2018), *So: 107/2018/ND-CP, Nghi Dinh ve ve kinh doanh xuat khau gao（コメ輸出経営に関する政府議定 107 号)*，2018 年 8 月 15 日公布.

DCSVN（Dang Cong San Viet Nam, ベトナム共産党）(2008). *So: 26 NQ/TW, Nghi quyet cua Ban Chap hanh Trung uog Dang ve nong nghiep, nong dan, nong thon（農業・農民・農村に関する中央執行委員会第 26 号決議）*. 2008 年８月５日公布.